

高齢者虐待の早期発見のために

～あなたの気づきが高齢者の命と尊厳を守ります～

1. 高齢者虐待ってなに？

高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）では、養護者又は介護施設従事者による次のような行為を「高齢者虐待」と定義しています。

区 分	具 体 例
身 体 的 虐 待	○平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ○ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする など
介護・世話の放棄・放任	○入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ○水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ○室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ○高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない ○同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること など
心 理 的 虐 待	○排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ○怒鳴る、ののしる、悪口を言う ○侮辱を込めて、子供のように扱う ○高齢者が話しかけているのを意図的に無視する など
性 的 虐 待	○排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ○キス、性器への接触、セックスを強要する など
経 済 的 虐 待	○日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ○本人の自宅等を本人に無断で売却する ○年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する など

また、介護保険施設などにおける下記のような「身体的拘束」は、生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、原則として禁止されています。

- ベッドや車いすにしばり付ける
- 降りられないようにベッド柵で囲む
- 手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける
- Y字型拘束帯や腰ベルトなどをつける
- 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する



2. 高齢者虐待のパターン例

(1) 介護熱心な家族による虐待

献身的に介護により、家族が疲労したりストレスが蓄積して虐待行為となる場合があります。

(2) 認知症に対する理解が困難な場合

「認知症特有の行動」に対して介護する家族がうまく理解・対応できず虐待行為を行ってしまうことがあります。

(3) 家族そのものが崩壊している

何らかの原因で、家族のバランスが崩れ、高齢者の介護をすることが困難になる場合があります。とりわけ、それまで采配をふるっていた家庭内のリーダー的な存在が倒れた時に、家庭内がこのような状態になりやすいといえます。

(4) 過去の家庭内虐待の継続、あるいは地位の逆転

すでに手足の自由が利かなくなった高齢者が、なお、杖などで伴侶を殴打しようとする光景が時に見られます。また過去に暴力を受けていた妻が、寝たきりになった夫に対して、暴言や暴力をふるったり、介護をせずに放置したりするという例もあります。

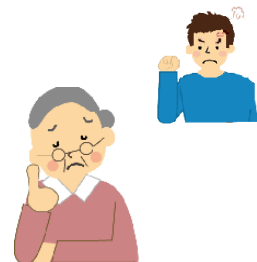
(5) 家族の介護力が弱い場合

介護者が、体力的・能力的に低い場合、精神障害者や知的障害者などの場合、高齢者の状態が悪化し必要な介護量が増えると、その介護者の対応能力を超えてしまい、放置したり、暴言・暴力などに及んだり、高齢者のＳＯＳサインを見落としてしまうということもあります。

3. 高齢者への不適切な対応の例

虐待をしてしまっている当事者は、自分が虐待をしているという自覚がなかったり、高齢者のためにと
思っていることが虐待につながっていきたりすることもあります。

- 言ったようにできないので、つい手が出たり怒鳴ったりしてしまう
 - 良いことと悪いことをわかってもらうために叩いたりしている
 - 高齢者が話しかけても無視してしまう
 - 認知症により徘徊するので、部屋から出さないようにしている
 - 経済的に苦しいので、病院に連れて行くことを制限している
- など



4. もしかして虐待？と思ったら

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときは速やかに市町村に通報することとされています。

高齢者虐待は、早い時期に第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。サインチェックシートを利用し、1項目でも該当するものがあれば、相談・通報をお願いします。

虐待を受けている高齢者本人が相談することもできます。

秘密は守られますのでご安心ください。

虐待の相談・連絡はこちらへ

鏡野町役場 総合福祉課 介護保険係	0 8 6 8 (5 4) 2 9 8 6
鏡野町地域包括支援センター	0 8 6 8 (5 4) 2 9 8 4